

【論文】

享保期の「家督出入」に関する一考察：武州多摩郡五日市村土屋家の場合

夏目 琢史

(一橋大学附属図書館研究開発室)

はじめに

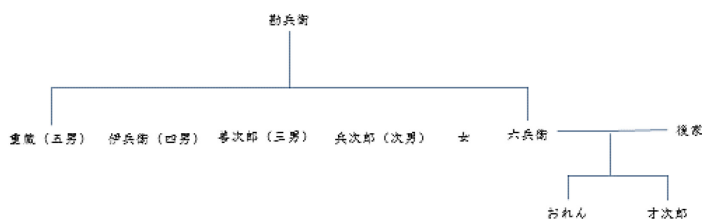
本稿は、享保期に武蔵国多摩郡五日市村（現在の東京都あきる野市五日市）の名主土屋勘兵衛家で起きた家督相続をめぐる争論（史料上、「家督出入」）に注目し、その背景にある社会構造や利害関係について総合的に明らかにするものである。本稿で対象とする五日市村の土屋勘兵衛は、明治期自由民権家として有名であり、「五日市銀行」の経営も行った実業家として知られているが¹、これまで近世前・中期の土屋家については、史料的な制約があってほとんど明らかにされてこなかった。土屋家に関する文書は、東京大学法学部の法制史資料室に保管されており、すでに戸森麻衣子氏らによって詳細な目録も作成されている²。しかし、この史料群とは別に一橋大学附属図書館にも、五日市村土屋家文書を所蔵している。この土屋家文書は、大正7年頃に当館に寄贈されたものであり、総点数は318点。17世紀後半から18世紀前半までの比較的古い史料が大半を占めている。このなかでもとくに多くいのが、享保期に起きた「家督出入」に関するもので、全体のかなりの部分をしめる。本稿では、五日市村土屋家文書の紹介をかねつつ、この争論について分析することにしたい。まずは、本稿にかかわる先行研究として、近世村落における家督相続をめぐる議論を簡単に整理しておきたい。

日本近世の百姓の家督相続問題に関しては、すでに多くの研究が発表されている。大石慎三郎氏は、近世の本百姓の相続は、本来、分割相続であったが、近世後期になると、地主家において権利の独占的・排他的移行を要求する主体として本家が重要な意味をもつようになり、単独相続が主流になっていったとする³。また、落合功氏は、百姓の家の相続の様々な事例を紹介し、地域の特性に即した分析をおこなっている⁴。落合氏は、家の相続を①家業を相続すること、②家産を相続すること（財貨の移転）、③家督を相続すること（地位の移転）という3つの要素にわけている。ここでは研究史の整理を省略するが、周知のように、百姓相続については人口動態をもとにした数量的な研究が多くある。とくに近年、平井昌子氏は、従来の家確立説を整理したうえで、東北地方の農村を事例とし、ライフコ

ースにもとづく家分析を進めた。それによれば「東北型の『家』確立メカニズムの特徴は、田畑に対して人口が不足したことへの対応にあるが、近畿型では、分割すべき土地がなくなったこと、人に対して土地が不足したことが強調される。」⁵という。こうした研究が示しているように、百姓の家の相続仕法にはその地域によって様々な様態があり、公儀の示す分割相続の禁止（分地制限令）も、地方レベルにおいては、ほとんど意味を持たなかったと考えられる。

本稿では、武州五日市村名主土屋家の事例を中心に、家督相続の具体的な背景について考察する。ほかならぬこの時期に、家督相続が問題となった理由にはいかなる背景があったのだろうか。まずは土屋家の家督出入の概要を確認し、その背景についても検証していくことにしたい。

1. 名主土屋家の「家督」をめぐる争論



まず、争論の中心となる享保期の土屋勘兵衛（「宗泰」と称す）の親族関係を簡単に整理しておこう。元禄期以降、五日市

村の名主を勤めていた土屋勘兵衛は、享保12年の春頃、「家督」を長男の六兵衛に譲り、「隠居」した。このとき、勘兵衛には「惣領」六兵衛のほか5人の子供がいたという（図1）。ところが、長男の六兵衛が父親の勘兵衛よりも早くに病気で亡くなってしまった。勘兵衛と六兵衛との約束では、万一、六兵衛が早くに死去した場合、六兵衛の子である才次郎が家督を継承することを約束していた。才次郎はまだ幼かったので、当面の間は勘兵衛が養育し、成人した後に彼を「惣領」とすることが、生前に決められていたという。勘兵衛自身の記憶によれば、享保12年の春、六兵衛へ「家督」を譲る時に、このことを確認していたようで、六兵衛の意志として、才次郎が成人するまでは、六兵衛の弟の善次郎を「子分」とすることで合意がとれていたという（なお、このことは、「一家共茂存シ罷有候」であった）。

つまり、勘兵衛のシナリオとしては、才次郎が成人して「惣領」となった後は、才次郎が善次郎の世話をし、「先祖之跡式相続可仕」というものであった。しかし、やがて、勘兵

衛自身も重い病に罹った。そのため、勘兵衛は、享保16年7月「遺状」⁶を作成し、勘兵衛の子どもたちに財産を分与することになった（「家督分け」）。この分配について納得がいかなかったのが、富岡村の重蔵（勘兵衛の末子。兵次郎の「縁類」とされる）と六兵衛の後家「ぎん」である。勘兵衛が亡くなる間際に残した願書の下書によれば⁷、重蔵が、勘兵衛に対して「隠居」した身分であるのに、家督分与について口出しするのはおかしいという趣旨を伝えていたことが確認できる。また、この願書下書きには、勘兵衛自身に、「家督分^ケ之儀者子共四人御座候^ニ付相応^ニ仕付申度候」という意志があったために、「只今迄延引」してしまったとしている。この点は、相続仕法を考えるうえでも重要であろう。

重蔵は、扱人を通して、「遺状」のなかで、孫の才次郎分に限って書き分けするように要求した。これに対して、勘兵衛は「私奉存候ハ書わけ致候而ハ才次郎為ニ不宜奉存候得共異見被申候ニ付、分附仕別〔カ〕讓帳面相認メ申候」という。しかし、六兵衛の後家と重蔵は、それでもなお「様々成望」をもちかけてきたため、勘兵衛は、このままでは「孫才次郎相立不申候得ハ、先祖之跡不埒^ニ相成迷惑^ニ奉存候、私義及六拾歳^ニ子孫不埒^ニ之了簡可致様無御座候」とまで述べている。結局、「才次郎成人致候迄善次^ニ為相賄申度奉願上」ということを念押しして、この願書の文面は閉じられている（ちなみに、訂正が繰り返されているこの願書が役所へ届けられたかどうかは不明）。勘兵衛は、表向きは、あくまで「家督」の才次郎への単独相続を主張したが、実際には子どもたちへの遺産分与も念頭にあったのだろう。六兵衛の後家と重蔵はこの点に不満をもっており、勘兵衛の存命中に出入へと発展する。なお、この出入の詳細は、「扱人」となった四名が役所へ提出した次の書付（史料1）からうかがわれる。

〔史料1〕⁸

乍恐書付以申上候

一、武州五日市村勘兵衛跡式之儀ニ付、富岡村十蔵御訴訟ニ罷出、則御差越御頂戴仕候、依之内証ニ而取扱申度段、私共奉願上候所ニ取扱候様ニ被為 仰付難有奉存双方存寄候所ニ(A)勘兵衛申候者、享保拾貳年未ノ春中倅六兵衛と相談相極メ候ハ其方病身ニ付弟善次儀子分ニ致売買等為致、其方子成人致候ハバ、相応ニ仕付候様ニ相談相極候、尤此段おぎん・善次者不及申ニ一家共も存候訳ニ御座候、然ル処ニ六兵衛儀養生不相叶三年前ニ相果申候、其砌茂右之訳故加一言之儀不申残相果申候、依之此度跡式遺状之儀者善次方江相渡シ候而、六兵衛倅才次郎成人致候ハバ惣領ニ致、跡式不残才次郎江相譲リ、善次子共出生致候ハバ他分江仕付候様ニ致可然儀と存候段申候、十蔵方ニ而様子承知、(B)所々重蔵申候者何分ニも此度才次郎分と書紛ケ致暮候様ニ勘兵衛

方江申候所ニ遺状分付致不申ニ付、無慈悲御訴訟ニ罷出候段申候、依之此度私共取扱候様者臺〔カ〕角十蔵望之通り此度才次郎江書分ケ致、遺状才次郎江相渡シ候様ニ異見仕候得者、勘兵衛得心仕、居屋敷并田畑会三町貳反四畝七歩、山拾九ヶ所、土蔵三ヶ所、并ニ金五百兩之願〔カ〕合才次郎江相讓申候、然共「○才次郎幼少ニ付」才次郎貳拾歳ニ罷成候迄ハ善次致後見、右分〔カ〕としの余けいを以身上相賄「(削除)入 才次郎廿才ニ」罷成候ハバ此度遺状書面之通り「(削除)才次郎江」相渡可申之定ニ而双方得心仕、則長面相認候、然ル処ニ奥書文言重蔵ヲ望被申候、右文言之内ニ御公儀様諸事書上名所ハ不及申ニ才次郎名代ニ可仕と有之候ニ付、勘兵衛申其御 公儀様諸事書上名代者才次郎ニ致、商内等之義者善次名代ニ致候而も可然と申手引不仕候、依之又々十蔵方江其段申、奥書ニ入〇仕候ハ才次郎「○貳拾歳罷成候迄ハ善次」引請諸賄致ニ付、商内等之儀者善次名代を以通用可致と申文言之加江内証ニ而相濟候様ニ申候得共、十蔵得心不仕候、右申上候通り遺状分付之儀者双方得心仕候得共、名所之儀双方得心不仕候ニ付、無慈悲差上ケ申候、何分ニ茂被為仰付被下候様ニ奉願上候、以上、

武州多摩郡上平井村 市郎兵衛
 同郡五日市村 善兵衛
 同郡伊奈村 傳左衛門
 同郡青梅村 忠兵衛

享保十六年亥八月

荻原源八郎様御役所

史料1から勘兵衛から六兵衛への家督の継承と六兵衛死後、六兵衛後家と重蔵（勘兵衛末子）が訴え出るまでの経緯が明らかになる（とくに傍線部Aを参照のこと）。重蔵の主張は、「遺状」のなかで才次郎分と書き分け（「書紛ケ」）をして欲しいというものであった（傍線部B）。この点は、重蔵と勘兵衛の間で一応の一致をみたようであるが、「商売の名代を善次郎に致す、という文言を奥書に加えることについて重蔵は納得しなかったようである。重蔵は、兄の善兵衛への家督の分与には否定的で、あくまで才次郎への単独相続を主張していたことがわかる。

では、ここで、問題となった土屋勘兵衛が作成した「遺状」の内訳について検討していきたい。まず、一橋大学附属図書館蔵の土屋家文書のなかには、「遺状」が下書・写を含めて全部で10冊残されている。これらを参照しつつ、「遺状」の内訳（田畑地）をまとめたものが表1である。表1のほかに、五日市周辺の山地（雑木山・佛沢山（市郎右衛門分）、丸山・柏原山・戸倉坂沢山西山分・近戸山など都合29ヶ所の山地が計上されている）や「酒石土蔵 壹ヶ所」「質物并諸道具土蔵 壹ヶ所」などがあつた。そして、「右質物金高商物仕入金惣高之内六分才次郎四分善治郎両人方相讓申候」とされている⁹。ちなみに、先ほどみた重蔵の要求の通り、「田畑家財倅共方讓帳」（享保16年7月）¹⁰には、「才次郎分」「善次郎分」「重蔵分」として、それぞれへの讓分が書き分けされて示されている。なお、この表

表1 勘兵衛遺状の内訳（才次郎分）

町	屋敷	1畝6歩	
屋敷添	上畑	4畝9歩	
	上畑	2畝10歩	
	上畑	2畝18歩	
	中畑	2畝18歩	水帳勘介
大谷戸みぞ畑	上畑	4畝5歩	八右衛門名付
	中畑	7畝11歩	同人名付
	中畑	2畝9歩	八右衛門名付
はせと	上畑	3畝16歩	彦左衛門名付
	上畑	2畝20歩	市左衛門名付
	上畑	9畝24歩	半右衛門名付
松原谷戸	上畑	7畝26歩	七左衛門名付
	上畑	6畝12歩	同人名付
追原	下畑	1反5畝12歩	
同理兵衛畑	下畑	1反2畝18歩	
留原いなり前畑	中畑	5畝25歩	七兵衛名付
	中畑	6畝18歩	同人名付
小せりわけ	切畑	5畝3歩	内2畝3歩川欠南分
	中畑	6畝24歩	清左衛門分
伊奈安戸	中畑	9畝29歩	
	下畑	7畝20歩	
伊奈前東	下畑	2反1畝29歩2	八左衛門
下平井瀧尻	上畑	1反9畝24歩	善右衛門 才次郎分
	上畑	1反23歩	同人 才次郎
中野方権兵衛畑	上畑	1反歩	内四拾八左衛門方渡シ
大谷戸	上畑	1畝27歩	加右衛門畑 才次郎分
	屋敷	1畝26歩	同人名付
中割	上田	1畝18歩	甚左衛門名付
坂下	中田	2畝20歩	彦右衛門田
小榊山ノ下	下田	10歩	平右衛門名付
	下田	1畝	同人名付
中ノ田	下田	3畝24歩	善右衛門名付
	中田	5畝6歩	理右衛門田
中神	下田	2畝6歩	同人名付
留原	上畑	8畝20歩	彦左衛門分
安戸道下	下畑	5畝18歩	次郎左衛門畑
	下畑	5畝18歩	同人
上口口	下畑	2畝20歩	加右衛門
小納	中畑	8畝22歩	義右衛門畑
安戸東道上下	中畑	9畝10歩	組頭彦九郎 勘六畑
同所宮下	中畑	1反5畝26歩	組頭善左衛門 半七畑
い奈村	中畑	1反2畝12歩	組頭五郎兵衛 七兵衛畑
小倉村	下畑	5畝6歩	神戸 清兵衛畑
下平井村	下畑	4反19歩	組頭久左衛門 善兵衛畑
中井村	下々田	1畝22歩	安右衛門
	下々田	1畝18歩	同断
	切畑	4畝24歩	同断
	切畑	1畝22歩	同断
	切畑	1反10歩	同断
上市場	上畑	8畝7歩	口兵衛畑
	下畑	1反20歩	惣右衛門名付
	下畑	1反17歩	八郎左衛門名付
口んは	中畑	1反12歩	孫兵衛分
	切畑	5畝26歩	孫兵衛分
はせと	中畑	1畝27歩	伊左衛門分
	下畑	25歩	
	切畑	1畝13歩	漆元高三拾七ふり
	中畑	1畝27歩	勘一郎分
	下畑	25歩	
	切畑	1畝23歩	
留原口口原畑	上畑	8畝12歩	
	中畑	1反6歩	
伊奈前原	下畑	2反1畝19歩	
上平井方	上畑	5畝歩	同名
下平井方	上畑	1反4歩	油畑
本宿前	上畑	9畝26歩	清右衛門畑
瀧尻	上畑	4畝	六左衛門畑 傳兵衛畑 組頭吉兵衛
上本宿前	上畑	9畝18歩	かりやの六左衛門畑 名主殿組
富原	中畑	1反2畝15歩	
道添北	中田	2畝26歩	義右衛門田
道之南	下田	3畝14歩	木左衛門田
稲荷免	田	口畝6歩	弥次右衛門名付
小くら	下畑	9畝15歩	利右衛門畑
	下畑	8畝歩	理右衛門
	切畑	4畝23歩	同 添壺包
	下畑	5畝6歩	五兵衛
中口	上畑	1反4畝8歩	勘兵衛畑
小和田山下	下々田	1畝18歩	

反割合5町2反3畝5歩

注) 五日市村文書20-2をベースに作成した(ただし史料によって異動あり)。

1に山地分などを加えた全体が土屋勘兵衛の「家産」と考えられ、勘兵衛が五日市村周辺の一帯(伊奈村・留原村など)に多くの所持地を有していたことが確認できる。ここでは、耕地だけではなく、酒屋株・資金などが含まれていることに注目しておく必要がある。とくに、勘兵衛の所持する山利益の分配は、相続のなかでも重要な意味をもっていた。さらに、勘兵衛が500両(600両とも)もの大金を所持していたことにも注目しなければならない。史料1で勘兵衛が才次郎の商関係の相続に気を配り、「遺状」においても、商業活動の権利(落合氏の分類によれば、①の「家業の相続」)を才次郎に譲っていること(しかし、実際には成人するまで善次郎が肩代わりしていた)は、土屋家の生計のなかで、商売が重要な位置を占めていたことを物語っている。

落合氏がいう②家産の相続、すなわち、土地相続に関しては、たしかに成人後、「惣領」となる才次郎に多くの財産が分配されているが、実際には、そのほかの兄弟たちにも分与が行われている。勘兵衛は、表向きは才次郎への単独相続を主張するが、実際には自身の子供たちに財産をある程度分与する意向があった。この点については、後述する勘兵衛の次男・兵次郎が、享保17年3月に荻原源八郎役所へ提出した口上書のなかで、「才治郎・善治郎兩人計勘兵衛子

孫と相心得候得共、勘兵衛義者子供不残取立申心底^ニ御座候」と述べていることとも一致する。

土屋勘兵衛は、8月22日に亡くなった。忌明けの11月、早速、末子の重蔵が訴えを出した。重蔵の基本的な主張は六兵衛俵の才次郎の跡式を立てて百姓相続させるようにという点にあるが、重蔵によれば、善次郎は「六兵衛跡式才次郎方江入込様々我俵仕、後家才次郎を打擲仕難儀至極仕候趣」という有様だという¹¹。基本的に、重蔵は、三男の善次郎を才次郎の後見とすることに反対であった。あえて「遺状」の「書分け」を希望したのも、こうした理由によるのであろう。この件に関しては、享保16年11月に済口證文が交わされ、一応の決着をみた。その証文の内容が次である。

〔史料2〕¹²

相済口取替證文之事

- 一、武州多摩郡五日市村勘兵衛存生之内跡式家督讓[■]之帳面有之候所ニ互之間違ニ而出入ニ罷成候、依之我等共御役所様方御願下ケ取扱候趣、才治郎家督之わけ
- 一、遺状壱冊并左之田畑山買求候證文有之分ハ差添相渡可申候、
- 一、屋鋪田畑三町貳反四畝七分
 - 是ハ別紙讓り状之通、則壱筆切ニ名前在之、
- 一、立木山拾九ヶ所
 - 右同断
- 一、土蔵三ヶ所
- 一、金六百両也
 - 是ハ質物商内仕入置、此度加判之無立合相断、不足之分ハ兵治郎致世話、重而才治郎方江引渡可申候、
- 一、立木山金貳百両分
 - 是前々勘兵衛買求候古證文不残扱人立合致吟味引割ケ籤取ニ可致候、
- 一、江戸四谷大横町ニ而五間口之屋鋪壱ヶ所
 - 此屋鋪之儀ハ兵治郎母一生致取持其後ハ古證文相添才治郎方江相渡可申候、
- 一、家財之儀ハ有来候通、
 - 右之通双方得心之上、才治郎方江相渡相済申候、然上者村方江罷歸り扱人并名主・組頭双方親類立合相改、當月中ニ相渡請取可申候、尤才治郎幼少ニ付、致成人自身ニ相賄候迄兵治郎別宅立置候得共、才治郎身上ヲ家督之餘計ヲ以相賄見立可申候、然上者毎年正月中店落之節富岡村重蔵為立合勘定可致候、不依何事ニ兵治郎并才治郎母と談合ニ而取賄身上致相続、才治郎自身ニ相賄候節、右書面之通引渡、兵治郎儀ハ別宅江引越可申候、尤組頭役之儀も才治郎方江付渡可申候、且亦兵治郎儀者善治郎方ニ罷在候、若互ニ相違之儀有之候ハバ此扱人方江相断何分にも相改埒明可申候、依之此證文五通相認候而御役所様江壱通差上、才治郎・兵治郎、扱人之内長門守名主右四人ニ壱包ツゝ預置申候、為後日扱證文加判、仍如件、

享保十六年亥十一月

五日市村 兵治郎 母
 同村 善治郎 (印)
 同村 藤兵衛 (印)
 同村 六兵衛 後家
 富岡村 重蔵 (印)
 同村 組頭 半兵衛 (印)
 五日市村 兵治郎 (印)
 同村 弥惣左衛門 (印)
 同村 組頭 伊右衛門 (印)
 同村 同 治郎右衛門 (印)
 同村 同 九兵衛 (印)

・・・〔後欠〕・・・

右の史料2から、重蔵に批判された三男・善次郎ではなく、次男の兵次郎が才次郎の養育にあたることで落着をみたことが確認できる。結局、「扱人」の活躍もあり、勘兵衛遺状の通りに家督分けが実施されることに決まった。しかし、享保17年3月には、勘兵衛の次男の兵次郎によって代官所へ次のような願書が出された。

〔史料3〕¹³

乍恐以口上書奉願上候

一、武州多摩郡五日市村兵治郎申上候、私親勘兵衛去春中刳病身ニ罷成候ニ付、同七月倅之五人方江跡式家督讓書相認兄六兵衛後家并富岡村重蔵方江遺状を以申渡候所ニ違背仕、剩 御前様江罷出、後妻親類之企ニ而家督相渡不申候旨申上、御差越相付申候所ニ青梅村忠兵衛・平井村市郎兵衛・伊奈村傳左衛門・五日市村善兵衛扱ニ仕度由御頼申上候、依之勘兵衛惣領六兵衛と対談仕候趣、三男善治を六兵衛跡式ニ不付置候而者、才治郎為ニ相成申間鋪事を考、遺状之義茂才次郎・善治一所ニ仕、其外之子共江茂相応ニ遺状仕候、六兵衛後家・重蔵共ニ善治後見ニ付置候事得心不仕候ニ付、扱落着不仕候ニ付、去八月勘兵衛返答書并遺状差出御吟味可奉得候所ニ、同廿二日ニ勘兵衛相果申ニ付、其段御窺之上罷歸候、以右出入無其儀罷在候所、又候富岡村重蔵御差越相付申ニ付、三田領龍寿村武兵衛并私隣村寺院社家中取扱前々勘兵衛遺状を以致了見、双方共ニ違変仕間鋪旨依之事相濟申候ニ付、御役所様江濟口證文指上申候、然ニ六兵衛後家并重蔵品々巧成事を企、出入再発仕、則被御召出候節、重蔵申上候者、七年以前家督分ケ仕候■〔=虫損〕申上候、然上者去七月重蔵指上候願書一事両様ニ奉存候、且亦六兵衛後家義奉願上候者、分地之外質物年季取置候田畑山林相殘申ニ付、御吟味被為下候様ニ申上、則帳面指出候様ニ被仰付奉畏候、右帳面之義者八王子町ニ拙者姉御座候、是江茂讓金名付置

申候、其上■〔方?〕共兩人御座候所ニ分地者少々宛遺状仕候得共、家作代商内本入金譲り不申候ニ付、此帳面を以、拙者并右兄弟共相続可仕様ニ申シ、證文帳面等拙者方江相渡置申候、然六兵衛後家存寄候者、才治郎・善治郎兩人計勘兵衛子孫と相心得候得共、勘兵衛義者子供不残取立申心底ニ御座候、此出入之儀善治を才次郎後見ニ不付置〔不申〕候得者埒明申事ニ奉察候得共、左様ニ仕候而者若六兵衛後家才治郎身上を不埒ニ仕候節者、親勘兵衛者不及申ニ兄六兵衛後家方江不孝ニ相成候ニ付、難見捨奉存候、此上 殿様被仰付候儀少茂違背仕間敷候得共、親之願ニ御座候ニ付後見之儀善治郎ニ被為仰付可被下候、拙者義出入之相手ニ而者無御座候得共、去年勘兵衛存生之内指上置候返答願書并遺状之義御高覽被為遊、勘兵衛子孫不残相立候様ニ被為仰付被下置候ハバ難有奉存候、以上、

多摩郡五日市村勘兵衛二男

願人 兵治郎（印）

享保十七年子三月

荻原源八郎様

御役所

表2 「遺状外物改帳(控)」(享保18年3月1日・兵治郎作成2)

種別	面積等	備考
畑	2反8畝18歩	是ハ流地遺状外物
畑	3町2反5畝歩	是ハ質地遺状外物
畑	6反2畝21歩	是ハ年季地遺状外物
畑大麦	2石8斗4升	是ハ質地遺状外物
畑大麦	5斗7升	是ハ年季地遺状外物
田粃	5升5合	是ハ質地遺状外物
田粃	3升5合	是ハ年季地遺状外物
山	40ヶ所	是ハ流山遺状外物
山	26ヶ所	是質山遺状外物
山	191ヶ所	是ハ年季山遺状外物 此山之義年季明候得ハ上木取地所ハ打込申候
屋敷	2ヶ所	是ハ年季地遺状外物
樹木	3ヶ所	是質物遺状外物
柚子割間畑	1ヶ所	是ハ往〔カ〕古書入遺状外物
麴町12町目江戸屋敷	1ヶ所	表口5間、裏行20間

史料3の傍線部にはっきりと銘記されているように、兵次郎は、史料2で決着がついたにもかかわらず、ここでなおも善次郎を後見とすべきであることを強調している（「此上 殿様被仰付候儀少茂違背仕間敷候得共、親之願ニ御座候ニ付」）。

さて、享保18年8月には、兵次郎によって「遺状外物改帳」が作成された。その内訳を一覧にしたものが表2である。ここでは、遺状の「外物」として流地・質地・年季地が追記され、奉行所へ報告されていることが確認できる。勘兵衛の所持する土地のなかには、「質地」や「年季地」が多く含まれていた。こうした状況のなかで、兵次郎と重蔵は、「質地」をめぐる平井村彦右衛門を訴え出ている。その訴訟の様子を示しているのが、次の史料4である。

〔史料4〕¹⁴

乍恐書付を以御訴訟申上候

武州多摩郡御支配所五日市村

訴訟人 兵次郎

同断 十蔵

質物畑出入

同国同郡前田信濃守知行所下平井村

相手 彦右衛門

一、五日市村兵次郎・重蔵申上候、拙者共親勘兵衛存生之内、拾六年以前寅ノ年平井村彦右衛門商本入ニ仕候由ニ而金拾壹兩貳分貸シ渡為質地御支配所伊奈村分ニ而中畑壹反八畝歩之処、拙者方江渡置金子調（納）次第畑請戻申筈ニ而御年貢之儀者畑上納仕筈ニ而、則彦右衛門自筆ニ而何文入置申候、毎年以前（五年戌年）先御代官萩原源八郎様方御廻状ニ而被仰渡候様者、質取置候方ニ而御年貢上納可仕候而被仰其方其節彦右衛門方へ御觸ニ候而御年貢拙者方方相添可申段申訳候得者、右彦右衛門相届、坂輪と申処へ御奉公ニ罷出候間罷歸候迄相紛候様ニ訴人伊奈村忠左衛門平井村善右衛門申ニ者相紛罷有候畑主彦右衛門罷歸候間、元金ニ而茂畑ニ而も埒明候様ニ申遣候得者其内相談可仕由返答仕候而剩当春拙者方無断質物之畑へ作入致候ニ付訴人方へ不埒之段相断候得者内々ニ而埒明可申由申ニ付相紛罷有候得共永々埒明不申迷惑奉存候、此金子之儀者去ル比勘兵衛家督出入ニ罷成候節御吟味之上勘兵衛遺状之通末子十蔵方へ被為 仰付候御慈悲ニ彦右衛門被 御召出金子ニ而も畑ニ而も被為 仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上、

享保十九年寅六月

訴訟人 兵次郎

同断 十蔵

上坂安左衛門様

御役所

しかし、兵次郎からほかの兄弟への「家督分け」の実施にも滞りがあったようで、延享3年（1764）には、四男の伊兵衛から訴えが出された。その済口証文が史料5である。

〔史料5〕¹⁵

[] 済口証文之 [事]

[] 村百姓作 [] [] 候家督分 [] 伊兵衛御訴訟仕兄兵治郎江 [] 頂戴相付候ニ付双方被為 召出 [] 可被為遊候所伊奈村兵左衛門御 [] 届申下ヶ取扱内済仕候趣左ニ申上、伊兵衛御訴訟仕候義ハ親勘兵衛存生之内方兄六兵衛後家与兄弟共家督分及出入十四年以前 福生下野守様御

内寄合ニ而御裁許被仰付候割合并親勘兵衛遺状之通り兄兵治郎方江預ヶ置候分此度請取、伯父藤兵衛方江〔御ヵ〕渡申度奉存候所、兵治郎相滞候ニ付御訴訟仕候得ハ伯父藤兵衛申候旨兄弟共及出入候義、縦令何分之分力致候故難渋候間、右出入内済仕候様ニ村内名主組頭伊奈村兵左衛門ヲ藤兵衛方方相頼双方江異見申候ニ付内済仕候、然ル上ハ此出入之儀ニ付向後御願ヶ間敷義仕間敷候、尤家督之義此上兵次郎方にていか様へ仕候共少も申分ニ無御座候、

一兵治郎申候義ハ弟伊兵衛義伯父藤兵衛身上相続之儀ニ付此度御訴訟申上候ニ付返答書ヲ以御訴訟可申上与奉存候所ニ、伯父藤兵衛并村内名主組頭伊奈村兵左衛門差留メ異見仕候ニ付内済仕候、然ル上此義ニ付少も申分無御座候、

右之通双方得心仕内済仕候上者右家督出入之義ニ付向後双方方□□□□間敷義申上間敷候為後日済口証文仍而如件

延享三年寅三月

五日市村

訴訟人

伊兵衛

相手

兵治郎

扱人

伯父 藤兵衛

組頭

勘兵衛

同 伊右衛門

同 善兵衛

伊奈半左衛門様

同 太兵衛

御役所

同 勘六

伊奈村

兵左衛門

このように、伊兵衛と伯父藤兵衛が、勘兵衛の遺産分与について争論を起こそうとしたが、伊奈村兵左衛門の扱いによって内済となった。しかし、享保期に起きた出入りが、延享期まで尾を引くことになったことが確認できるであろう。

以上が、家督出入に端を發した五日市村の一連の騒動の概要である。享保16年に表面化した土屋家内の争論は、結局15年もの間、完全に解決されないまま火種としてくすぶり続けた。その間、五日市村および周辺の村々の多くの人びとがこの出入りに関わるようになった。元々、この出入は、土屋家の家督相続というきわめて私的な問題（直接的には、善次郎に対する家族・親族の不信感）に端を發するものではあったが、問題の本質はそれだけ

ではなかったことが容易に推察される。

この出入りの基本的な構造は、家督（家産）を分割相続する意向をもつ勘兵衛とその子息と、才次郎への一括相続を主張する六兵衛後家・重蔵らの対立である。すなわち、同族団としての土屋家の経営をいかに維持していくのかという根本的な問題が内包している。重蔵と六兵衛の後家は、才次郎への単独相続による土屋家の存続を考えるのに対し、善次郎と兵次郎は、勘兵衛の子供たちによる分割相続で土屋家の村内における地位を高めようとしたと考えられる。つまり、すでに村を出て富岡村で暮らす重蔵と、五日市村に残る善次郎・兵次郎の立場の違いが表面化していたとも考えることができるだろう。すなわち、善次郎・兵次郎にとっては、五日市村の名主としての土屋家の社会的な地位こそが重要であったのに対し、重蔵らは、あくまで生産経営体としての土屋家の成立の維持が第一義であった。

土屋家側の事情は以上の如くであるが、家督出入が複雑であった要因には、必ずしも土屋家単独の問題に限らない、当時の一般的な要因があったようにも考えられる。以下、出入の社会的背景を探るために、当該期の五日市村周辺の社会状況について考えていくことにしたい。

2. 五日市村と土屋家について — 「市」の展開を中心に —

表3

階層別	人数	%	屋敷持
0.1反未満	3	2	0
0.1~0.4 "	31	20	12
0.4~0.7 "	22	14	7
0.7~1 "	14	9	3
1~4 "	60	39	42
4~7 "	16	10	10
7~10 "	10	6	10
計	156	100	84

(寛文7年)

なぜ、「家督出入」はこれほど長引くことになったのであるか。まず、出入の発生する以前、貞享～享保期までの五日市村の概要について確認することから間接的にこの問題にせまっていきたい。

五日市村は、秋川の溪谷に位置する谷口集落であり、元々、上流に位置する檜原村と下流の秋留台地との結節点（交易の要衝）として栄えてきた村である。文政11年に旗本中山領と

なる以前は、寺社領を除き、ほとんどが幕領であった。村の階層構造は表3¹⁶のように整理されるという。平野地帯は少なく、漆・荏・酒などの商品作物の生産が、住民の生計を支えていた。総じて五日市村は山間にあり、村高は低い、一方で山野利益にはとくに恵まれた幕領地域であったと総括できるであろう。また、五日市村はその名の示す通り、「市」（とくに炭市）として発展してきた「村」であり、少なくとも明暦年間の段階には「六齋市」としてにぎわいをみせている。これに対して隣村の平井村・伊奈村の市は三齋市であ

り、このことが火種となって、たびたび争論が生じた。とくに、延宝年間には、市日をめぐって平井村・伊奈村と激しく対立している。

当時、五日市村周辺の市日は、八王子町市（4・8・14・18・24・28）、拝島村市（3・9・13・19・23・29日）、青梅村市（2・7・12・17・22日、27日）、五日市村（5・10・15・20・25・30日）の六斎市であるのに対し（所沢・飯能などの遠方を除く）、平井村（6・16・26日）と伊奈村（1・11・21日）は三斎市であった。

延宝年間の争論は、五日市に押されて次第に商況が悪化していった伊奈市が、五日市を訴えたものであった（伊奈市の前日に市立していること、伊奈市への炭・薪の出荷を制限させていることなどが批判の的となった）。五日市側からしてみても、伊奈村が新市を立てて新たに六斎市とすることに反論する必要があった。結果は、五日市側の主張が認められ、六斎市としての五日市の地位を認めている。この際、五日市村が奉行所に提出した返答書が次の史料6である。

〔史料6〕¹⁷

乍恐五日市村市之返答口上書之事

- 一、伊奈村之者、去年極月中方御 前様迄追々偽り申上候、其上此度儀檜原中へ罷越、山留仕候由申上候〔この部分折により不鮮明〕大き成偽り御座候、伊奈村之者とも山里をはせ廻り先規立来り申、五日市村をつぶし我尽ニ伊奈村ニ壱ヶ月ニ三度之外新市を立可申上仕候、五日市前日大勢山へ入込、村々にて買留仕候儀紛無御座候事、
- 一、伊奈村方申上候通り廿九年以前伊奈村・平井村一同仕御訴訟申上ケ候節、双方共ニ江戸ニ相詰候節追々御穿鑿被為遊、左候ハバ古市・新市か村々にて年老候百性ニ口書村切ニ取、差上ケ申様ニと被為仰付候ニ付、近き村拾九ヶ村之口書度々ニ取、差上ケ候、且又ニ何之村も古市ニ紛無御座候之口書差上ケ申ニ付、伊奈・平井・五日市三ヶ村之者共を承応三年午ノ七月六日ニ御評定江被召出、曾根源左衛門様・伊丹蔵人様・村越次左衛門様被仰付候様ハ先規〔 〕五日市壱ヶ月ニ六度、伊奈村壱ヶ月ニ三度、平井村ニ三度先規之通り市ヲ立申様と〔 〕被為仰付候御事、
- 一、伊奈村方申上候通り大久保石見様御意にて平井村江三才わけ遣し申由申上候〔 〕罷成候へハ伊奈村ニ三才之新市を取たて六才立可申上仕方之我尽仕迷惑ニ奉存候、殊ニ一比伊奈村本市三才其外六日・十六日・廿六日を立可申上仕候得共〔 〕平井村方つぶし置申候、又程過七日・十七日・廿七日を九立可申上ニ而先規方立来り申、五日市を新市と偽り申上候、去ル極月中伊奈村方御訴訟申上候通り谷せまりき所ニ五日市ニ六度伊奈ニ三度平井ニ三度立来り申候、此外ニ伊奈村ニ三度新市立可申上迷惑ニ奉存候御荒作ニ先規之通り被為仰付被下候ハバ難有奉存候、

右之條々御尋上口上ニ可申上候、

延宝七年未ノ正月日

近山六左衛門

万年長十郎 代官所

武州小宮領五日市村 名主 十郎左衛門

惣百性

御奉行所

当時の五日市村名主十郎左衛門を中心に、伊奈市の主張に対して、五日市村側の正当性が合理的に説明されている。五日市村周辺は、平均的に持高が低く、村落上層も10石に満たない。この背景には、山稼ぎや商売がより重要な生業地域であったことがある（「五日市村之義ハ御高も無少場所候へ共市余慶よし渡世仕候」¹⁸）。両村にとって、山稼ぎや市での収入はきわめて重要であり、経済的に依存していた。結局、この争論は、五日市村に有利な裁許が下り、五日市がますます優位な立場に置かれることになった。なお、この出入は享保年間になって再燃しており、幕府の裁許を受けてもなお、問題は火消されていなかった。土屋家の「家督出入」が起きた時期は、五日市を中心とした市場経済が活性化し、それが地域の秩序に影響をもたらしていた時期にあたる。また、こうした村落間の争論においては、名主が大きな役割を果たした。

さて、こうした五日市村のなかにおける名主土屋家とは、どのような家であったのだろうか。土屋家は、中世のいわゆる土豪の系譜をひく旧家（武田家の浪人）であり、『新編武蔵野風土記稿』のなかにもその名が登場するという。同時代史料では、元禄期頃には「勘兵衛」が、名主を勤めていたことが分かる（なお、名主十郎左衛門家との関係は不明である）。ここで、東京大学法学部法制史資料室所蔵の「武州五日市村文書」の目録によれば、18世紀後半以降は、勘兵衛が五日市村名主を勤めており（天明期「弥三左衛門」という人物が名主となる）、ほぼ完全に世襲化されていたことが確認できる。また、土屋家には、組頭を勤めた上土屋—権左衛門家、下土屋—勘兵衛家、大番場—弥惣左衛門家の三家があった。なお、勘兵衛家は、安政2年の段階においても、持高6石余であったという¹⁹。

一般的に名主は、村において領主との中間的な役割を担うが、五日市村でも、17世紀後半には、治安の維持（博奕の取締、生類憐の令の徹底等）や年貢の取立において名主が中心的な役割を果たしていた。ただ、五日市村の名主の場合、とくに重要であったのが、すでに先述している「市之出入」や後述の馬草場争論などにみられる隣村との諸関係である。

この際に、代官所に提出する文言は、名主が中心となって書かれたとみられ、一橋大学附属図書館所蔵の土屋家文書のなかには何度も訂正をほどこした下書き（断簡類）が確認される。こうした争論のなかで、名主家が果たすべき役割は大きかったのであろう。また、17世紀後半以降、五日市周辺では酒造業が盛んになった。土屋家も「酒造株」をもち、この経営に乗り出している²⁰。

次に、五日市村周辺における仲裁慣行についても確認しておきたい。五日市では事件が起きた際、奉行所の扱いになる前に、仲裁者が介入して「内済」が行われることが一般的であった。すでにみてきたように、「家督出入」においても、「扱人」の存在が確認できる。こうした「扱人」は、「家督出入」に限らず、ほかの争論のなかにもみえてくる。まずは、次の史料をみてみたい。

〔史料8〕²¹

取替申證文之事

一、今度五日市村・留原村入野峯江入相、馬草かり申ニ付及浄論ニ互ニ神文仕候筈ニ有之候所ニ御嶽濱名左衛門殿并御師衆不殘御扱ニ而留原村之馬自今以後者入野峯之堀切方奥江馬三分式入可申候、如此相定上旨向後互ニ申義無御座候、為後日仍證文如件、

貞享三年		留原村名主	傳左衛門（印）
丑六月廿七日		同所組頭	三郎衛門（印）
	五日市村名主	六兵衛殿	同所同断 善兵衛（印）
	同所組頭	九兵衛殿	同所同断 角左衛門（印）
	入野村名主	太兵衛殿	同所同断 次兵衛（印）
	同所組頭	権兵衛殿	同所同断 勘兵衛（印）
			同所同断 七郎衛門（印）
			同所同断 茂左衛門（印）
			同所同断 右馬之丞（印）
			同所同断 市郎衛門（印）

ここでは、留原村と五日市村との間で生じた馬草場をめぐる争論が、御岳の濱名氏と御師衆らの仲裁によって解決されている。(1)でみてきた土屋勘兵衛家の「家督出入」も同様であり、様々な局面においては「扱人」が登場する。近世前期の五日市村周辺では、「内済」のために、周辺村落の有力者や宗教者が仲裁（「扱」）に入る慣行が存在していた。

では、土屋家の出入の場合はどうであろうか、少し整理しておきたい。まず、家督出入では、当初から「扱人」として、青梅村忠兵衛・平井村市郎兵衛・伊奈村傳左衛門・五日

市村善兵衛の名前が挙がっている。そしてその後が生じた訴えについては、さらに龍寿村武兵衛、隣村寺院社家中が仲裁に入っていたことが確認できる。かなり広範囲の有力者を捲き込んだ大きな出入へと発展した。ここで一見すると、「扱人」の存在が「内済」という結果を生み、事態を收拾しているように見える。しかしながら、この「内済」というシステムこそが逆説的に事態を複雑にしていた可能性も指摘できるであろう。そもそも、この家督争論は、村を越えて複雑に入り組んだ土地の所有にかかわるものであり、「内済」できるようなものではなかった。それを強引に「内済」にしようとしたことが、結果的に争論を長引かせた要因であろう。ただ、土屋勘兵衛家の家督出入が先にみたように長期化した根本的な理由は、このこととは別に考えるべきであろう。ここでは、家督出入の最中に起きた「質物出入」に注目する必要がある。

史料6では、平井村の彦右衛門が商売のために、伊奈村の畑地1反8畝を質地として金11両2分を土屋勘兵衛(兵次郎の親)から借りた。この畑地については、金子を納め次第、請戻す予定になっており、年貢については上納していたという。その田畑をめぐる、勘兵衛の跡を継いだ兵次郎・重蔵と、彦右衛門の間で争論になったものであった。また、享保17年8月の段階で、すでに、入野村・深沢村でも「五日市村勘兵衛方江相渡シ候 田畑山林書出帳控」が作成されており²²、隣村からも勘兵衛の所持する土地に関心が向けられていたことがわかる。

土屋勘兵衛の所持する屋敷地・田畑などの「家産」は、土屋家の親族筋だけではなく、多方面に問題を引き起こした。こうした状況を総括すると、結局、この家督出入は、各村の人びとの土地所有観にもとづく利害対立を含むものであり、このことが、この出入を複雑なものにした最大の原因であったと結論できる。いずれにせよ、近世の「家」の確立は、村落構造の変遷と土地に対する観念の問題から議論を立ち上げていくべきであろう。

おわりに

以上を総括すると、享保期に武州五日市村で起きた土屋家の「家督出入」には、次のような歴史的な意味があったと考えられる。まず、この出入の背景には、18世紀前半、五日市の市場としての発展にともない、土屋家の地域における政治的・経済的な立ち位置が向上したこと(村役の世襲化)に加え、従来型の扱人による「内済」慣行の限界、さらに、村を越えて複雑に広がっていた土屋勘兵衛の土地に対する人びとの観念の問題に、その原因を求めることができる。その意味では、大規模な持高を有せず、山を多く所持し酒造株

をもつ土屋家の経営が広範囲に拡大しすぎたことが、この出入をより複雑なものとしたのだろう。この争論は、ある意味で、豪農の成立がいかに困難なものであったのかを示す事例の一つといえる。本稿は、あくまで一橋大学附属図書館に所蔵される五日市村文書に限定された分析にすぎないが、少なくとも、土屋家の家督出入は、18世紀前半の五日市周辺の地域社会に滞留する社会矛盾を如実に反映したものであり、さらに展望を述べるならば、こうした状況は、五日市に限らず、関東農村に広くみられたことであつたのではないだろうか。引き続き、この問題について検討していく必要がある。

¹ 「五日市銀行」関係の資料としては、一橋大学統計情報センター所蔵の「営業報告書」（1896-1921）などが残されている。

² 戸森麻衣子. 『武州五日市村文書』史料細胞現状記録. 東京大学日本史学研究室紀要. 1999, 第3号.

³ 大石慎三郎. 江戸時代における農民の家とその相続形態について. 日本法社会学会編. 家族制度の研究 上. 有斐閣. 1956.

⁴ 落合功. 江戸近郊農村の展開と家の相続. 広島修大論集人文編. 2003, 44(1).

⁵ 平井昌子. 日本の家族とライフコース. ミネルヴァ書房. 2008, p. 201.

⁶ 「田畑家財倅共方譲帳」（享保16年7月）、一橋大学附属図書館所蔵武州多摩郡五日市村文書（以下、「武」と略す）20-1号。

⁷ 「乍恐書付以申上候」（享保16年8月）、武12-6-6号。

⁸ 「乍恐書付以申上候（家督出入の儀につき）」（享保16年8月）、武12-6-5号。

⁹ 「田畑家財倅共方譲状」（享保16年7月）武20-1号。

¹⁰ 「本書差上候遺状之写」（享保16年8月）、武20-2号。

¹¹ 「〔 〕御書付御願申上候（六兵衛跡式出入につき）」（享保16年11月8日）、武12-6-8号。

¹² 「相済口取替証文之事」（享保16年11月）、武6-6-2号。■は判読不能箇所。

¹³ 「乍恐以口上書奉願上候（跡式出入りにつき）」（享保17年3月）、武12-6-9号。

¹⁴ 「乍恐書付を以御訴訟申上候」（享保19年6月）、武12-6-6号。

¹⁵ 「〔 〕済口証文之事」（延享3年3月）武6-5-2号。〔 〕、□は虫損・破損等の理由で判読不能の箇所を示す。

¹⁶ 五日市町史. 五日市町. 1976, p. 258.

¹⁷ 「市目録之次第」（延宝7年1月）、武10-4号。

¹⁸ 「乍恐以口上書御訴訟申上候事（五日市町市の儀につき）」（享保11年1月）、武12-6-3号。

¹⁹ 戸森氏前掲論文参照。

²⁰ 「指上ケ申酒造米之覚」（元禄11年11月）、武19-1号。

²¹ 「取替申証文之事（馬草刈り申の争論につき）」（貞享2年6月27日）、武6-4-1号。

²² 「五日市村勘兵衛方江相渡シ候控」（享保17年8月）、武15-6号。

【論文】

享保期の家督出入に関する一考察：武州多摩郡五日市村土屋家の場合

夏目 琢史（一橋大学附属図書館研究開発室）

要旨

本稿は、一橋大学附属図書館が所蔵する「五日市村文書」を紹介するとともに、18世紀前半に五日市村名主土屋家で起きた「家督出入」の背景について検証したものである。とくに、この争論が、10年以上も続いた背景に、村落構造の変質、名主の社会的地位の向上、百姓らの土地に関する観念の問題などが複雑に絡んでいた点を明らかにした。

キーワード

名主 家督相続 内済 土地所有 五日市村文書

[Article]

A study of "Katoku-Deiri" in the Middle of the 18th Century

Natsume, Takumi.

Research Development Office, Hitotsubashi University Library

Abstract

Describing "Itsukaichi-Village Scrolls", which Hitotsubashi University Library has been collected, this paper aims to explore the process of "Katoku-Souron" of Tsuchiya-ke at Itsukaichi-Village in the early 18th century. By examining shift of the village system, status of village headmen and farmer's notion about lands, it would be elucidated that those factors had complexly related to the process and maintained it more than 10 years.

Keywords

Nanushi (the headman of the village), family Succession, Naisai (private settlement), Landownership, *Itsukaichi-mura monjo*